

令和7年9月12日

東大阪市指定障害児相談支援事業者様
東大阪市指定障害児通所支援事業者様

東大阪市福祉部障害者支援室
障害児サービス課長

障害児通所支援に係る契約内容報告書の提出の省略について（通知）

平素は、本市障害福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(令和7年7月)」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課発出)に基づき、事務手続きの効率化を図るため、令和7年10月1日より障害児通所支援に係る契約内容報告書の提出を省略することといたしました。

これに伴い、令和7年10月1日以後に契約をされた場合においては、契約内容報告書の提出は不要となります。

一方、令和7年9月30日までに契約された内容に関しては、現行通り契約内容報告書の提出が必要となりますので、引き続きご対応をお願いいたします。

なお、契約内容報告書の提出は省略されますが、事業所においては契約内容の記録等を引き続き保存していただく必要がありますので、各事業者におかれましては、適切に保存管理をお願いします。

本件に関してご不明な点がございましたら、下記までお問合せくださいますようお願いいたします。

問い合わせ先
福祉部障害者支援室障害児サービス課
電話：06-4309-3248（直通）